

2013 年 6 月 21 日雇用対策部会

東京大学大学院法学政治学研究科教授

岩村正彦

1. 職業安定法、雇用対策法および雇用保険法等の労働市場に関する各種法令は、憲法 27 条 1 項が定める国民の勤労権を国が保障するためのものであり、こうした各種法令が定める無料職業紹介、雇用対策、雇用保険にかかる業務を、実際の第一線で一体的に担っているのが公共職業安定所(ハローワーク)である。企業の求人活動、そして求職者の求職活動は、地方公共団体の域内に限定して行われるものではなく、そのボーダーを超えて行われるものであるし、また産業政策・雇用政策の必要から 1 つの地方公共団体の域内に限定せずに、広域的に各種の雇用対策を講じなければならない場合も、これまで経験してきたように、少なくない。それゆえに、公共職業安定所の無料職業紹介等の様々な業務もその所轄地域内に限らない、全国的なネットワークの中で展開している。先に述べたように、これら業務は憲法 27 条 1 項の勤労権の保障の具体化でもあるから、こうした全国的なネットワーク体制は、今後とも堅持される必要がある。

2. 他方で、地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めるものとされ(雇用対策法 5 条)、国の行う職業指導および職業紹介と地方公共団体の行う雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、協力するものとされている(同法 31 条)。そして無料職業紹介に関しても、地方公共団体は、当該区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策や産業政策に付帯する業務として、厚生労働大臣への届出によって、無料職業紹介事業を行うことが

できる(職業安定法 33 条の 4)。このように、地方公共団体が、その自治事務として、自らの政策的判断にもとづいて、その区域内における雇用政策やそれに付随する無料職業紹介事業を行うことは、現行法上、何ら支障がない。したがって、往々見られる、無料職業紹介事業を、国が行うのか、地方公共団体が行うのかという形の議論は実益に乏しく、むしろ現行法制の枠組みを十分に活用しつつ、政策的ニーズを有する地方公共団体と国との間で、いかにして効果的な雇用施策を構築していくかという方向での検討を進めるのが適切である。

3. こうした観点から考えると、それぞれの区域内の雇用政策・産業政策・福祉政策等に関するニーズを有する地方公共団体が、その施策の実施上有益と考えられる求人情報を、全国的なネットワークを有する公共職業安定所(ハローワーク)からオンラインまたはデータの形で提供を受け、上記の各地方公共団体独自の各種施策の実施に生かしていくことは、上述 2.で述べた視点からも、適切なものと考えられる。ただ、その際、重要なのは、オンラインやデータで提供される求人情報をどのような形で各種施策に活用していくかというビジョンを提供を受ける地方公共団体側が明確に持つことであり、この点では地方公共団体の企画立案力に期待されるところが大きい。そうしたビジョンなしに、オンラインまたはデータとして提供されたものの利用を安易に民間事業者に業務委託等の形で委ねてしまうといったことは、国と地方公共団体との協力・連携の趣旨を逸脱するものといわなければならないであろう。

4. すでに、国と地方公共団体との間では、同一施設内で公共職業安定所(ハローワーク)の無料職業紹介等の業務と地方公共団体の福祉業務等とを一体的に行う取組が進められており、当該地方公共団体その

他の関係者から肯定的な評価を受けている。また、国と地方公共団体との間での雇用対策協定も締結数が増えており、いわゆるハローワーク特区も2県で2012年10月から実施されている(ただ、これらはまだスタートしたばかりであるところであるから、その実績を今後見守る必要がある)。今般、国会で審議中の生活困窮者自立支援法案でも、届出をして無料職業紹介事業を行う都道府県に対して国が求人情報の提供をするものとする定められている(同法案11条4項)。こうした様々な形態での国と地方公共団体との間での無料職業紹介事業と各地方公共団体独自の雇用施策・福祉施策等との連携(たとえば求人情報のオンラインやデータでの提供や上述の一体的実施等)を(評価と見直しといった過程を経つつ)進めていくことによって、相乗的な政策効果を上げていくことが望まれる。